

環 盛 号 外
令和4年7月15日

各位（残土処理業を営む皆様）

静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課長

静岡県盛土等の規制に関する条例に基づき「土砂基準に適合することの確認」を行う際の留意事項について（お知らせ）

日頃から、環境行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
令和4年7月1日に標記条例が施行され、新たに生活環境の保全上の基準が設けられ、この基準に適合しない土砂等を用いた盛土等が禁止されることとなりました。このため、残土処理業者等の盛土等を行う者は、土砂等が「土砂基準に適合することの確認」をしたうえで、土砂等を受け入れていただくこととなりました。

この確認方法に関して、多くの問合せが寄せられており、確認方法にはわかりにくい部分があるようなので、別紙のとおり留意いただきたい事項を整理しましたので、お知らせします。

皆様におかれましては、この留意事項を踏まえ、県内で発生する土砂等が安全かつ適正に処理されますよう御協力をお願いいたします。

問合せ先 盛土対策班

電話番号：054-221-2137

E-mail：morido110@pref.shizuoka.lg.jp

別 紙

「土砂基準に適合することの確認」を行う際の留意事項について

1 残土処理業者が行わなければならないこと

条例では、「何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。」（第8条）と規定されました。

このため、盛土等を行う者（残土処理業者）は、**盛土等の許可を受けた場合には、土砂等を発生させる者（運び込む者）に、土砂基準に適合していることの証明を求め、その証明を確認するとともに確認結果を県に報告する必要があります。**

なお、経過措置等にて、当面は許可不要となっている場合においても、土砂基準に適合することの確認をしていただきますようお願いいたします。

2 「土砂基準に適合することの確認」の手順（別添フロー図のとおり）

- ・土砂基準に適合することの証明方法には、土地の利用状況の調査の結果を示す方法と分析調査の結果を示す方法があります。
- ・土砂基準に適合することの確認のために検討する**汚染のおそれは、今までの土地の利用状況によるところが大きい**ため、**まずは土地の利用状況等の調査結果書**（別添参考様式第2号）**の提出を求めて、確認**するようにしてください。
- ・分析調査の結果は、土地の利用状況等の調査の結果、汚染のおそれが少ない或いは比較的多いと認められた場合にその内容を確認してください。

3 条例違反となるケース

- (1) 7月1日以降に汚染された土砂での盛土等を行った場合（条例第8条）
⇒ 基準に適合しない土砂等の撤去や必要な措置を命じることがあります。（条例第8条）
- (2) 7月1日以降に盛土等の許可を受けずに盛土等を行った場合（条例第9条）
⇒ 是正措置又は停止を命じることがあります。（条例第27条）

4 その他

- ・条例の施行に伴い、残土処理等の盛土に対する地域住民の意識が変化していますので、**許可が不要な場合でも、自主的に水質調査等を行うなどして現状を把握し、地域住民の安心を得ながら、事業を継続**していただきますようお願いいたします。
- ・土砂等を発生させる者（運び込む者）に求める土砂基準に適合していることの証明は、残土処理業者が土砂等を販売する際の証明にも利用できます。
- ・土砂等を発生させる者（運び込む者）に対しては、**必要な書類が準備できる**よう残土処理業者からも御指導いただくとともに、**書類作成に御助力**くださいますようお願いいたします。

土砂等を搬出・受入れする場合の汚染状況の調査と確認の流れ

土砂を運び出す者
(土木施工業者等)

盛土等を行う者
(残土処理場など)

1 土地の利用状況等の調査

① 土地利用履歴調査に活用できる情報の収集
現況地図、写真、過去の国土地理院地図、過去の航空写真、土地・建物の登記簿、行政保有情報など
(ヒアリング調査の結果の使用も可能)

② 汚染のおそれがある土地の分類 (下表) への該当を確認

状況	住宅、山林、田畑等、土砂基準物質の使用等がされていないことが明らかな土地	土砂基準物質を直接扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地 (工場の事務所、作業場、資材置き場、倉庫、中庭等)	a 及び b 以外の土地 ・土砂基準物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地 ・過去に当該土地や隣接地等において汚染が認められた土地
区分	汚染が存在するおそれがないと認められる土地 a	汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地 b	汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地 c

【提出する書類】

- ・土砂等発生元証明書 (様式第13号) ※
 - ・土地の利用状況等の調査結果書 (参考様式第2号)
 - ・土地の使用履歴 (参考様式第3号)
- 道路地図等 + ①で収集した情報**
- ※ホームページの記載例を参考にしてください。

◎ 1及び3の調査を盛土等を行う者が実施しても構いません。

2 調査結果の確認

1の②の区分が正しいと認められるかを確認

認められる

認められない

3 土壌調査 (分析調査)

- ア ②の結果、bと確認された場合
- ・調査項目 使用していたことが把握された物質
 - ・調査頻度 900m³毎に1回調査
- イ ②の結果、cと確認された場合
- ・調査項目 使用していたことが把握された物質
 - ・調査頻度 100m³毎に1回調査
- ウ ①②を行わずに3から行う場合
- ・調査項目 土砂基準29項目
 - ・調査頻度 100m³毎に1回調査

4 調査結果の確認

3のア～ウの調査項目、調査頻度で分析が行われ、基準値以下であるかを確認

認められる

【提出する書類】

- ・土砂等発生元証明書 (様式第13号) ※
- ・土地の利用状況等の調査結果書 (参考様式第2号)
- ・土地の使用履歴 (参考様式第3号)
- ・分析結果及び計量証明書

土砂等の受入れ

※ 盛土等を行う者が許可を受けている場合に提出する。

静岡県盛土等の規制に関する条例 Q & A

残土処理業者向け

Q 1

土砂等を受入れる際、汚染のおそれを確認しなければなりませんか。

本条例では、「何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。」(第8条)と規定されていることから、残土処分業者は、土砂等を発生させる者に、土砂基準に適合していることの証明を求め、その証明を確認していただくこととなります。

Q 2

受入れる土砂等の「汚染のおそれ」は、どのように確認したらよいですか。

土砂等を持ち込む者に対して、汚染のおそれがないことの証明書を提出するように求め、その内容を確認してください。

①土地の使用状況等の調査書(地歴)が提出された場合

参考様式第2号及び添付資料(今及び昔の地形図、今及び昔の航空写真、土地・建物登記簿などのいずれか)を確認し、土砂が発生する場所が、昔から、宅地、山林、田畑として利用されていた場合は、人為的に化学物質の「汚染のおそれがない」ものと考えられます。

土地の利用の状況が、宅地、山林、田畑以外で、工場跡地等の人為的に化学物質での「汚染されているおそれ」が考えられる場合は、土砂等を持ち込む者に対して「土壌の分析」の実施を求めてください。

②土壌の分析の結果が提出された場合

分析結果を確認して、条例で規定する土砂基準以下であることを確認してください。

なお、この証明書は、土砂等を再利用・販売する際の証明としても有効に利用できると考えます。

Q3

汚染のおそれのないことの証明書は、どの程度の頻度で提出を求めればよいですか。

証明書は、少なくとも1つの事業や工事で1回は提出を求めてください。

同一の場所から土砂等が発生しているのであれば、汚染のおそれに変化はないと考えられます。

Q4

汚染のおそれのないことの証明書は、確認後、どのように扱えばよいですか。

残土処分場が、盛土条例の許可を受けている場合は、証明書の写しを知事に提出していただく必要があります。提出後は、他の申請書類と同様に完了後5年間は保存してください。

盛土条例の許可を受けていない場合は、知事への報告は不要となりますが、上記に準じて適切に保管していただきたいと考えます。

なお、この証明書は、土砂等を再利用・販売する際の証明としても有効に利用できると考えます。

Q5

土地の使用状況等の調査(地歴)では心配なので、土壌の分析を求めてもよいですか。

土地の使用状況等の調査(地歴)は、既に土壤汚染対策法において広く使用されている調査方法であり、信頼できる方法であると考えています。

土壌の分析は、時間も経費も掛かることから、必要な場合のみに求めることを検討ください。

Q6

定期的な土壌の汚染の状況及び水質の調査の結果、土砂基準等を超過していることが判明した場合、どのように対応したらよいでしょうか。

土砂基準等を超過した場合には、少なくとも汚染源の特定、除去等が必要と考えます。汚染が判明した場合は、当課及び関係部局と対応を協議願います。